委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

第５条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

道路排水ポンプ設備更新設計業務仕様書

1　業務の目的

本業務は，下記に設置済のアンダーパス排水ポンプ設備（ポンプ，発動発電機等）の更新設計を行うものである。

○　排水ポンプ設備更新設計

路線名	場所	設置年度
富岡港線	阿南市富岡町佃町	S53
富岡港南島線	阿南市西畭	Ｈ２

2　打合せ協議

業務着手時，中間打合せ2回，成果納入時に発注者と協議を行う。

3　関係機関との協議

現地調査を実施するうえで，関係機関との協議を行う。また，協議に必要な資料や記録簿を作成する。（道路使用許可を得るため，公安委員会との協議を予定する。）

4　設計計画

関係資料を収集・整理し業務計画書の作成を行う。

5　道路排水ポンプ設備更新設計

①現地調査

現地において，現状の排水ポンプ設備及び排水施設の設置状況の調査を実施する。なお，調査時は交通誘導員を2名配置する。

②道路排水ポンプ設備更新

現地調査結果を基に現状の排水ポンプ設備及び排水施設の能力検討を行う。

流域面積から更新する排水ポンプ設備の必要能力を算出し設置検討を行う。

なお，現在設置しているポンプ室建物，道路情報板及び通報装置については，可能な限り，継続して利用できるように計画を実施する。

③設計図作成

更新する排水ポンプ設備の構造図等の設計図面を作成する。

④数量計算

数量算出要領に従い，各工種毎に数量計算を行う。

⑤照査

設計内容について，適切性および整合性に着目し照査を行う。

⑥報告書作成

設計業務の成果として，成果概要書等の取りまとめを行う。

6　施工計画

排水ポンプ設備の更新に必要となる施工計画の立案を行う。

7　概算工事費算定

排水ポンプ設備更新設計，施工計画をもとに概算工事費の算定を行う。

8　直接経費

・交通誘導警備員（Ａ）　　１人
・交通誘導警備員（Ｂ）　　１人